

第1回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会 会議録	
日 時	令和6年12月12日(木)午後6時00分～午後8時15分
開 催 場 所	神奈川区役所 本館地下1階 機能訓練室
出 席 者	澤野部会長、戸張副部会長、石川委員、渡邊委員、植松委員、神谷委員、中川委員、明歩谷委員、山下委員、櫻井委員、相川委員、後明委員
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開(傍聴者1名)
議 題	学校規模適正化等の検討について
議 事	<p>1 開会 (事務局)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから「第1回『青木小学校』学校規模適正化等検討部会」を開催いたします。私は、議題に入る前までの進行及び議題の説明をさせていただきます、教育委員会事務局学校計画課担当係長の瓜田と申します。よろしくお願いたします。皆様には、御多忙のところ、委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>まず、本日の検討部会の成立について御報告させていただきます。後ほど成立要件等については、御説明させていただきますが、この会は定数の過半数の出席をもって成立することになります。本日、定数12名のところ、現時点で11名出席いただいておりますので、会として成立していることを御報告させていただきます。本日の部会は、午後8時を目途に進行させて頂きたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いたします。</p> <p>議事の前に本来であれば、委員の皆様には委嘱状を直接お渡しすべきではございますが、時間の都合上、略式で恐縮ですが、机上への御用意とさせて頂きました。大変申し訳ございませんが、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、ここからは着座にて御説明させていただきます。</p> <p>本日の資料の確認をいたします。本日の資料は、</p> <p>次第</p> <p>資料1 委員名簿</p> <p>資料2 席次表</p> <p>資料3 「青木小学校」学校規模適正化等検討部会運営要領</p> <p>資料4 「青木小学校」学校規模適正化等検討部会傍聴に関する要領</p> <p>資料5 横浜市学校規模適正化等検討委員会条例</p> <p>資料6 青木小学校の不足教室対策に関する説明会報告</p> <p>資料7 学校規模適正化等の検討について</p> <p>以上となっております。</p> <p>資料はすべて揃っておりますでしょうか。資料に不足がある方は、事務局までお声がけください。</p>

本部会の議事内容や意見については、会議録を作成するとともに、「部会ニュース」という形で会議内容を、保護者の皆様、地域の皆様へ配付する予定です。また、教育委員会ホームページにも同様の内容を掲載する予定です。

そのため、会議録や部会ニュースの作成に使用するため、部会の議事内容を録音させていただいておりますことを御承知おきください。

それでは、「次第」に沿って進めさせていただきます。

始めに、教育委員会事務局学校計画課長の太塚から一言御挨拶申し上げます。

(事務局)

改めまして皆様こんばんは。教育委員会事務局学校計画課長の太塚と申します。本日はお忙しい中、本検討部会に御出席いただきありがとうございます。

青木小学校は通学区域内に事業所の社宅等が点在していたところですが、事業所の社宅の閉鎖に伴いまして、マンションの開発等が継続的に行われているということで、今後児童数が増えて、青木小学校の教室不足が心配されるという状況になっているところがございます。今までも教室不足の対策として、学校の様々な部屋を改修等してきたところではございますが、さらに児童数の増加が見込まれているという状況がございまして、7月19日に開催されました学校運営協議会においても、教育委員会宛に意見書をいただいたところがございます。この検討部会に先立ちまして、地域の皆様を対象に説明会を2回開催させていただきましたが、130名弱の方に御参加いただきまして、教室不足の対策の状況について、皆様の関心が高いことや、御心配の声が寄せられたところです。

このような経緯を踏まえまして、検討部会の皆様には、青木小学校の不足教室対策の検討についてより良い解決策をとりまとめさせていただいて、御議論いただきたいということで、我々事務局としましても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、何卒御協力をいただきたいと思います。

それでは本日もどうぞよろしく願いいたします。以上です。

2 教育委員会事務局あいさつ

(事務局)

続きまして、教育委員会事務局の紹介をさせていただきます。

—事務局紹介—

3 委員紹介

(事務局)

続いて、次第3委員紹介に移ります。

—委員紹介—

4 検討部会の趣旨説明

(事務局)

続きまして、次第4の検討部会の趣旨説明に移ります。本検討部会の条例上の位置づけ及び趣旨につきまして、改めて御説明いたします。お手元に資料3、資料4、資料5を御用意ください。説明にあたり、資料が前後しますが、まずは資料5を御覧ください。

本検討部会におきましては、学校規模適正化等検討委員会というものに附属する形となります。この検討委員会条例の中で、検討部会の設置が定められています。裏面の第8条を御覧ください。第8条で「委員会に、部会を置くことができる。」という規定になっております。そして、8条第2項に「部会は、臨時委員30人以内をもって組織する。」とあります。青木小学校の検討部会につきましては、12名で御議論いただく形で組織させていただきました。

続いて、第3項「部会に部会長を置き、委員長が指名する。」ということになっております。そして、第4項「部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員又は臨時委員が、その職務を代理する。」ということになっております。会議の形態等につきましては、第7条を御覧ください。第7条は検討委員会の内容が書かれているのですが、第8条第5項におきまして、「委員会」は「検討部会」に置き換わるような作りになっております。また、「委員長」は「部会長」に変わると読み替えていただければと思います。それでは、読み替えながら御説明させていただきます。

第7条「検討部会の会議は、部会長が招集する。」となります。ただし以下は適用外となっておりますので、省略いたします。第2項「検討部会は、部会委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。」となっております。そのため、冒頭申し上げましたとおり、12名の定員のところ、過半数の7名以上の出席がないと会として成立しないこととなります。第3項「検討部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。」と条例上定められている位置づけとなります。こちらを運営要領という形で、もう少し噛み砕いたものが資料3となっております。資料3の第1条の趣旨を御覧ください。「横浜市学校規模適正化等検討委員会条例に基づき設置する、「青木小学校」学校規模適正化等検討部会の組織運営その他必要な事項について定めるものとする。」とあります。こちらの運営要領は横浜市学校規模適正化等検討委員会のほうで、運営要領について定めています。そのため、会の進め方につきましては、すでに決まっている状況となっております。

続いて、第2条を御覧ください。この会で皆様に何を御議論いただかなければならないのかを定めております。「(1) 規模の適正化に関すること、(2) 通学区の適正化及び弾力化に関すること、(3) その他教育委員会が必要と認める事項」こちらの内容を検討部会の中で御議論いただきます。

続いて、部会委員の構成メンバーについての御説明です。第3条の(1)を御覧

ください。「(1) 青木小学校の通学区域に係る連合自治会長、自治会・町内会長等(2) 青木小学校の保護者代表、(3) 青木小学校の学校長、(4) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者」を部会委員として構成することができるとなっております。続いて第2項を御覧ください。「部会委員の任期は、前条に定める調査審議事項について、意見書等を提出するまでとする。」となります。御議論が継続している間は、引き続き部会委員として参加いただくこととなります。そして第3項「部会委員の代理は、認めないものとする。」ということで、やむを得ず欠席されるということは可能ですが、どなたか別の方が出席ということはありません。そして、第4条は条例と同じ内容となりますので、割愛させていただきます。

第5条も重複しますが、部会の会議は部会長が招集することとなります。また、部会委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできません。部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによるとなります。

裏面を御覧ください。第5条第4項は会議の形態についてです。会議については、一般に公開することが原則となります。この後、皆様に御議論いただくこととなりますが、部会の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができます。と定めております。

最後に第6条として、「部会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。」となっております。

続いて、傍聴要領を説明させていただきます。資料4の第2条を御覧ください。「傍聴者の定員は、5人以内とする。」と定めています。5人を超える場合には抽選となります。続いて、第4条の2項を御覧ください。「傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、部会長が許可した場合は、この限りではない。」ということで、基本的に写真撮影、録音、録画はできませんので御承知おきください。続いて、第5条に報道機関の傍聴を規定しています。「報道機関については、傍聴定員の外とし、部会長の指示に従い傍聴できるものとする。」となっております。また、「報道機関は、写真等の撮影は部会の冒頭とし、部会における発言の録音をしてはならない。」と定めております。

第6条会場からの退去ということで、「部会長は、傍聴者が部会の進行を妨害する等部会の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に、部会の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、部会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。」としています。第7条部会の非公開について「部会を非公開とするとき、又は部会長が必要と認めたときは、部会長は、すべての傍聴者(報道機関含む)に退場を命じることができる。」としています。

以上が、条例上の位置づけ及び本部会の趣旨の説明となります。後ほど、資料5

は確認のため使いますが、資料3、4については以上となります。

5 部会長、副部会長について

(事務局)

続きまして次第5、部会長、副部会長についての説明に移ります。資料5の横浜市学校規模適正化等検討委員会条例を御覧ください。第8条第3項を改めて御確認ください。第3項で「部会に部会長を置き、委員長が指名する。」となっております。こちらにつきましては、横浜市学校規模適正化等検討委員会の委員長の北神委員長より、部会長は青木第一自治連絡協議会会長の澤野様をお願いしたいと言付かっておりますので、澤野様をお願いさせていただいているところになります。

また、8条の第4項において、臨時の職務を代理するものを置かなければならないとなっております。その旨につきましては、検討委員会委員長から青木第二自治会町内会連合会会長の戸張様をお願いしたいということになっておりますので、よろしく願いいたします。

最後に注意事項としまして、マイクを使つての御発言となりますが、マイクの使用方法について御説明させていただきます。このマイクは2つ以上電源が入っていると、ハウリングしまして、非常に聞きづらくなります。大変申し訳ないのですが、御発言が終わるたびに電源をお切りいただきますよう御協力をお願いいたします。

それでは、これから先の議事進行につきましては、部会長をお願いしたいと思います。澤野部会長よろしく願いいたします。

(部会長)

それでは、私から一言御挨拶させていただきます。

この度の検討部会につきましては、検討部会を始める前に約1年間の話し合いが何度かありまして、ようやく本日検討部会を始めるということになったわけですが、検討部会では、これまでのことも踏まえまして、御意見等をいただきたいと思っておりますので、御協力の程よろしく願いいたします。

それでは、議題に入る前に、会議の公開、非公開について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。

それでは、資料3の第5条の第4項を改めて確認いたします。第4項において「会議については、一般に公開するものとする。ただし、部会の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。」と定められています。まずは皆様で、本部会の公開、非公開について御議論いただきたいと考えております。先ほども御説明しましたとおり、本部会の議事内容や意見につきましては、部会ニュー

ス等を通じまして、広く周知するということが前提となります。他の地域の事例では、どのような議論をしているかをオープンにするという趣旨で公開にしたケースもありますし、委員が自由な発言ができなくなるなどの理由から非公開としたケースもあります。公開、非公開につきましては、地域ごとにお決めいただいております。説明は以上となりますので、御議論いただきたいと思います。

(部会長)

ただいま、会議の公開、非公開について事務局より説明がありました。何か御意見はありますでしょうか。

(委員)

基本的には公開ということでしょうか。

(部会長)

公開です。非公開の場合もあります。どちらがよろしいでしょうか。

(委員)

公開でよいと思います。

(部会長)

その他御意見ありますか。公開でよろしいでしょうか。

—異議なし—

(部会長)

それでは、第1回の検討部会については、会議を公開で行いたいと思います。事務局は、傍聴者に会議資料を配付してください。

—傍聴人へ資料配付—

(部会長)

傍聴について事務局から説明することはありますか。

(事務局)

事務局から2点、注意事項がございます。

まず、本検討部会の傍聴に関する要領第4条2項により、傍聴人による写真撮影、録画、録音はすべて禁止されていますので御了承ください。また、報道機関におかれましては、本検討部会の傍聴に関する要領第5条2項により、写真の撮影は

部会の冒頭とし、部会における発言の録音は禁止されていますので御了承ください。また、同要領第6条により、会議中に発言をしたり、部会の進行を妨害するといった、部会の運営に支障となる行為を行い、部会の運営に御協力いただけない場合には、部会長が会場からの退去を命じることができると定められておりますので、御了承ください。それでは、報道機関におかれましては、これより撮影の時間とさせていただきますので、お願いいたします。

—写真撮影（報道機関）—

6 議題「学校規模適正化等の検討について」

（部会長）

それでは、6の議題に入ります。青木小学校の学校規模適正化等の検討について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

資料7の説明資料に移る前に資料6の青木小学校の不足教室対策に関する説明会を開催しましたので、その概略について御説明させていただきます。保護者の方、地域の方向けに青木小学校の体育館をお借りしまして、令和6年10月11日（金）に夕方の部として16時から、夜の部として19時から開催しました。参加人数は夕方の部で63名、夜の部で64名、合計127名の方にお越しいただきました。説明会における御質問等への回答内容につきましては、本日はお時間が限られておりますので、割愛させていただきますが、こちらに書かれている御意見等も参考にさせていただきながら、御議論をいただきたいと思っております。

それではこれから説明に入りたいと思っております。

まず、青木小学校の現状からお話させていただきたいと思っております。青木小学校の現在の児童数、学級数になります。こちらの数字は令和6年5月1日時点の数字になります。一般学級の児童数が743名、学級数としては各学年4学級の24学級となっております。また、個別支援学級の児童数が40名、学級数としては6学級となっております。合計783名、30学級で運営している学校になります。なお、学校規模適正化等検討部会となりますので、教育委員会が掲げております、適正規模校の概念についても御説明いたします。教育委員会としては、適正規模校が各学年2学級～4学級、一般学級で12学級～24学級が適正な学校規模と考えております。それ以下になりますと小規模校、それよりも増えてきますと準適正規模校となり、30学級を超えてきますと過大規模校ということで、学校運営に支障が生じやすい状況が見えてまいります。

続きまして、通学区域図を御覧ください。赤枠で囲われた区域が現在の青木小学校の通学区域です。赤い丸が青木小学校を示しています。また、青い丸については中学校を示しています。周辺ですと、北のほうに斎藤分小学校、二谷小学校、西側

に三ツ沢小学校、青木小学校の学区域の中には、栗田谷中学校と松本中学校が入っています。

続いて、(3) 通学区域内の開発状況になります。今回青木小学校の学校規模適正化等検討部会を開かなければならなくなった背景がこちらの開発状況で示させていただいているところになります。現在、青木小学校の通学区域内において大規模なマンション開発と戸建て開発が行われているところがございます。その中で教育委員会がすでに業界新聞等や現地を確認したところで、把握している戸数が①～⑩の物件になります。こちらはすでに入居が始まっているものも含めまして、総戸数として、1,085戸供給されている状況になります。この他、現在解体工事が進んでおります、旧JR東日本松ヶ丘寮のところで、住宅が建設されるということで聞いているところになります。こちらはまだ具体的な戸数は教育委員会として正式に掴んでいないという状況です。

続いて、今後の児童数、学級数になります。まず、一般学級として、教育委員会としては向こう6年間の児童数の予測を行っております。令和6年743名と24学級というのは実数となります。令和7年以降につきましては、教育委員会でたてている予測値となります。この数字の中には、先ほどのページの①～⑨のマンション等で新たに入居が予想される児童数を含んでいるものになります。⑩の桐畑の物件、旧サカタのタネのガーデンセンターのところですが、こちらについては数字に入っていない形になりますので、この先この数字よりも伸びてくるということが予想しております。

最後の米印について青木小学校の使用可能な教室数は25教室というところが今の最大値となっております。

続いてのグラフになりますけれども、個別支援学級になります。個別支援学級につきましては、予測自体が大変困難となります。ですので、御参考までに、平成22年から令和6年まで、こちらはすべて実数で示させていただいています。平成22年から令和6年のほうを見ていただくと、今個別支援学級は人数も学級数も右肩上がりというところが見て取れるグラフになります。今後もこの傾向は続くと考えております。

続きまして、長期的な今後の見込みというところをグラフにしております。こちらは昨年度、横浜市将来人口推計の最新版が公表されました。それに基づいた神奈川区の将来人口推計をベースとして、0歳児の出生数をシミュレーションしたものとなります。2023年(令和5年)で青木小学校の通学区域区内の0歳児の数が148人とつかんでおりますので、それを推計の増減で計算していったものがこの表となります。神奈川県におきましては、横浜市全体でみると人口の数、こどもの数も減少していくという形になるのですが、逆に最後の予想の年の2070年まで、2023年に比べるとこどもの数は増えているという状況になります。

また、こどもの人口のピークも2035年ぐらいに来るという予測になっており、青木小学校に入学する児童のピークはその6年後、2041年ぐらいになるかと考えてお

ります。その場合に、現在青木小学校に通学している児童の入学率の係数で掛けて計算してみますと、2040年代には青木小学校の児童数が1,000人ぐらいになる、もしくは1,000人を超えてくるというところを教育委員会としては見込んでおります。

続いて、青木小学校の現在の施設面について説明させていただきます。

敷地面積は9,288㎡、市の平均で見ますと平均よりも小さい敷地面積の学校となります。校地面積、いわゆる校舎の建っていない敷地の面積は2,499㎡となっています。保有教室としては、一般学級で24学級、一般学級として使用可能な部屋が1教室で25教室、個別支援学級で使用している部屋として6教室、合計31教室保有しているという状況でございます。

青木小学校では児童の増加に伴いまして、毎年のように一般教室への内部改修を行っております。こちらも後ほど説明させていただきますが、グラウンド面積が非常に狭小でございますので、仮設校舎を設置した場合に授業等の学校運営に支障が出るため慎重な判断が必要だと教育委員会として考えております。

続いて、対応策になります。

教育委員会としてできる対応策の手段として御用意しています。スライドの資料でいうところの10、11ページ目になります。施設面による対応または通学区の見直しというのが青木小学校でできる最善の策になるかと考えております。

まず今回、施設面による対応というところで、どこまでできるのかを教育委員会で検討してまいりました。一旦施設面での対応というところを最後まで説明させていただければと思います。

施設面での対応につきましては、4つ方策がございます。内部改修、仮設校舎、増築、建替えという形になります。

まず、内部改修の状況から説明させていただきます。過去ずっと、青木小学校では、内部改修で一般教室にどんどん変更させていただいているところです。左の青木小学校平面図の赤く囲んだ箇所が一般学級に変更した改修箇所となっています。右側に改修年と改修内容を記載しております。右下の赤枠を見ていただければと思いますが、過去10年間で一般教室への内部改修を7教室分行ってきたということになります。この間、学習活動等で使用してきた部屋を一般教室へ改修してきたということが見て取れます。

続いて、改修の余地について御説明します。今、施設の中で何ができるのかというところですが、3階の赤枠で囲いました、多目的室が唯一対応可能であると考えます。この教室自体も1.5教室分しかないため、内部改修を実施したとしても全体で26教室分しか御用意できないという状況です。ただ、この一般教室への改修は技術的に可能ではありますが、これまでも繰り返し内部改修を実施してきたため、すでに少人数教室などの自由な用途で使用できる教室がほとんどないという状況でございます。そのため、これ以上の内部改修は学校運営に支障をきたすおそれがあり、望ましくないと考えております。続いて、②仮設校舎、③増築ですが、こちらは二つとも同じような内容になりますので、併せて説明させていただきます。

まず、仮設校舎を建てる時ですが、こちらは基本的にプレハブで建てるものとなります。児童数のピークが見えている場合に一時的に整備するもので、2～5年程度で児童数が落ち着く見込みで、教室不足が解消される場合にこのプレハブ校舎の建設を検討することになります。

増築の場合というのは、当面の間児童数が減少せず、教室不足の解消が見込まれない場合にやむを得ず行う措置になります。事業スケジュールを書かせていただいておりますが、こちらは何も悪い条件がない場合での、最短のスケジュールとなっております。例えば、プレハブの校舎を来年から着手するとなった場合には、設計・発注に1年弱、プレハブの設計と工事に1年弱、計2年ぐらいというのが、条件が悪くない場合の建設のスピードとなっております。増築につきましても、基本設計・実施設計に2年ほど、工事のほうは約二年間となっております。こちらを繰り返すにはなりますが、敷地条件がなにもない、障害がないことを前提としています。

では、青木小学校で仮に仮設校舎や増築棟を建てることとなった場合に、こういったところであれば建築可能かということが16ページのスライドとなっております。今、教育委員会で簡単に図面を引いてみたところになります。設置できる場所といたしましては、グラウンドに食い込む形でプレハブ校舎を建てられるものと考えます。ただ、プレハブ校舎を設置する場合には、グラウンドに設置することとなりまして、現在よりもさらにグラウンドは狭くなります。体育の授業にも当然支障が出てきて、学校運営自体への支障も避けられません。また、工事期間中は校庭の利用に制限が出てくる形となります。プレハブ校舎を建設するためにも、工事車両での建築資材の搬入等が必要となりますので、建設している間は校庭が全面使用できない状況が続くこととなります。

続いて、増築の部分になります。増築棟を建てる時に、校舎として建てられる場所を教育委員会で検討してきたものになります。校舎として建設できるとすると、今の校舎の北側部分、体育倉庫などがある部分になるのですが、そちらに建てられるのではないかと考えています。この場合も2教室×3教室、計6教室分ぐらいまでしか、提供できません。

プレハブの場合についても、2階建ての3教室分で6教室分ですので、今の一般学級25教室ですとプラス6の31教室までしか御用意できないという状況になります。17ページに一度戻りまして、増築棟を建てるにあたって懸念事項がございます。それが北側の擁壁部分となります。青木小学校の北側の部分というのは傾斜地となっていることから、擁壁を作って盛土した地盤の上に学校が建っているという状況です。新しく増築棟を建てる北側の補強擁壁への影響というところの懸念事項がございます。そのほか具体的には、既存校舎接続部の工事・振動・騒音、旧北校舎の基礎部分等の地中埋設物の懸念があります。そういった懸念事項や埋設物等がございますと、工事期間はどんどん伸びていくということが予測されます。また、補足として、右下の青枠を御覧いただければと思いますが、既存校舎に上積みすることはできないのかということも、当然の疑問として出てくるかと思っております。

こちらにつきましては、青木小学校のある地域について建物の高さが最高15mに制限されている地域となっています。こちらは、用途地域として、第二種中高層住宅専用地域ということで、最高限度が15mと定められております。また北側斜線制限という日影の関係の制限もございまして、北側にある住宅への影響を避けるような建物の造りというものが必要となります。そのため、青木小学校の既存校舎や体育館の上部分に対しては北側斜線制限や最高限度15mの制限を受けまして、既存校舎等に上積みができないということになっております。

次に、建替えになります。建替えにつきましても、一朝一夕で新しい校舎ができるわけではありません。建替えまでの標準的なスケジュールということでお示ししております。まず建替えにあたりましては、1年目に基本構想とあって、具体的に敷地のどこに建物を配置するのが適切なのかということを検討する期間が必要となります。そのうえで配置場所が決まった後に、建物の設計、建物内部の設計に着手する形となります。最短で工事に入れるのが4年目以降となっております。土地の形態の条件等によりまして、基本構想から実施設計までの間が3年以上かかるケースが多くなっております。工事の状態も4年目からという形で、今現在最短でできている学校でも、4年以上の月日がかかっているという状況がほとんどとなっております。

建替えの方法としましては、3パターンあります。ローリング、仮設校舎の利用、移転建替えの3つとなります。ローリングとは、一部の棟を新設し、現校舎の一部を解体、また一部の棟を新設といったように繰り返し行っていくというものになっています。ローリングという工事の手法の課題としましては、校舎新設と解体を繰り返すため工事期間は長期となることは避けられないこと、また新校舎完成時の移転作業が、新校舎が完成するたびに移動する必要があるため児童の負担は非常に大きくなるといったところがあります。

仮設校舎の利用ということで、これはグラウンドにプレハブ校舎を設置しまして、現校舎を解体し、その後新校舎を設置したのちに仮設校舎を撤去するという手法となります。こちらも課題がございまして、仮設校舎の設置によりグラウンドは長期間使用できない状況となります。また、仮設校舎や解体により、建替え事業期間はより長期化するということもございまして、先ほどから御説明しているとおり、青木小学校のグラウンド面積は非常に狭い状態となっているため、おそらくグラウンドにすべての子どもたちが入るプレハブ校舎の設置はできないものと考えております。

最後に、移転建替えとなります。学校運営を他の場所で行い、その間建替え工事を行うというものになります。候補として、青木小学校の地域でいうと、大きな面積をもった土地や市有地もない状況ですので、公園などをお借りする形になるかと考えられるかと思えます。ただ、その場合も課題がございまして、公園を別の用途で使用する場合には、都市計画変更手続きなどの手続きを踏む必要があります。例えば都市公園であれば、都市公園は児童だけでなくすべての地域の方、住民の方が

お使いになる公園について、法律でその用途を制限しているものとなりますので、それを別の用途で使うからには、別の用途で使用する事それ自体を承認してもらわない限り動くこともできないというところがあります。

したがって、どの手法につきましても工事期間等が長期間にわたる、あるいは抜本的な解消にはならないため、教室不足の解消に間に合わないという状況でございます。この間に合わないという状況について、画面で改めてお示しさせていただきますが、今現在青木小学校の一般学級の予測数として、令和11年には1教室分足りないという状況が見えています。

また、これから170戸サカタのタネのガーデンセンター跡地の予測値なども入れていきますと、この数字自体が前倒しで足りなくなるという状況が見えてきます。

移転建替えの場合は、設計だけで大体3～5年かかってくる、そして工事も4年、5年とかかかってくることになる、最短で今お示ししている令和11年度にはもう間に合わないという状況となっております。

教育委員会としては、長期間にわたる建替え手法は間に合わないだろうと考えております。また、同様に増築であったり、プレハブ校舎の設置であったりということについても、難しいものと考えております。

最後20ページになります。施設面での対応は場所・スケジュール・学校運営面等からも課題が多く、教室不足の解消には至らないと考えます。以上のことから、教育委員会としては施設面での対応は困難と考えております。

参考にその他の懸念事項につきまして、現在の給食室の運営状況になります。現在の給食室で作ることができる給食数には、設備的な面からも限度がございます。今以上に児童が増加してきますと、必要な給食数の提供が困難な状況にあります。こちら給食室の改修などが避けられないものとなります。ただ、青木小学校は敷地が非常に狭いので、給食室を広げることが難しい状況です。そのため、給食室をなにかしらいじるとなると、全面的に器具の配置の見直しとかが必要となりまして、工事に何年かかるかというところが今我々の方でも予想がつかないという状況でございます。

施設面での対応が難しいということをお伝えしたくて、一度ここまで御説明のほうをさせていただきました。一旦、ここで、こうしたらできるのではないかなど、いろいろな疑問や御質問があるかと思っておりますので、そのお時間としていただきたいと思いますと考えております。では、部会長にお返ししたいと思います。

(部会長)

はい、ありがとうございました。それでは、事務局より施設面について説明がありました。質疑に入る前に、現在の施設状況について、学校運営面から後明校長先生より説明をお願いしたいと思います。

(委員)

ありがとうございます。自分自身の話で申し訳ないのですが、以前、青木小学校で教員として指導していた時には、もっといろいろなスペース、フリースペースがあり、様々な活動ができていたなと思っています。今、多目的室のみが唯一自由なスペースということになっている状況は、子どもたちの学習活動はある程度制限されてしまうというのがあるのが現状かなと思っています。

(部会長)

ありがとうございました。

それでは、今の校長先生の御発言も踏まえて、施設面について御質問をお受けしたいと思います。

(委員)

増築の場合ということで、御提案のあった北側への増築の場合で、技術的にできるのかどうかというところでお聞きしたい部分がありまして、北側の補強擁壁と記載されているところなのですが、これ自体は調査済みでというか、建築確認が取れている等、安全面は確認ができている状況でしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。こちら、現在使用している状況では安全面に問題ないという状況でございます。ただ、こちらに何かを作るといような面ではいいますと、やはり擁壁自体が、かなり年数が経過していて劣化しているという状況も当然ございます。写真でお示ししているのがフラワー緑道側のほうに面している部分ということで、擁壁の下に4、5軒ほど民家がある、その市道を通った先の突き当たりの角の部分、ちょうど飼育小屋の真下当たりになります。こちらは平成18年にこの擁壁を補強するために外側から鉄骨柱でボルトを打ち込んで強度を支えているという状況になっております参考にもその他についてですが、校舎西側、プール棟の前の部分なのですが、こちらは下の部分が大谷石となっております。現在の建築基準法上だとかこういった形の擁壁が認められていないという状況になります。建物に問題があるかと言われますと、建物自体に問題はないです。ただ、ここのスペースに建物を建てるとなった場合は、何かしらの力はどうしても荷重として擁壁にかかってくるということになりますので、擁壁が崩れるなどの恐れがあります。よって、ここに校舎を建てるにあたって何をしなければいけないかという、まず擁壁そのものを作り直していく必要が出てくるということになります。先ほど、工事の期間などをお示しさせていただいたかと思いますが、あれは何も悪い条件がないというところで、設計に2年、工事に2年とお伝えさせていただいております。今回、こちらの部分に建物建てるようになりますと、この擁壁を全面的に補修して直さない限り、まず建物を建てることができない。そのため、まず工事期間としてどれく

らいかかるのかというところが今の我々でも予測がつかないほどお時間がかかるかなと考えております。

(委員)

要するに、今黄色で増築校舎と落とし込んでいる位置は、擁壁に影響がないように距離をとるとか、土圧がかからないといった擁壁に影響が出ないように離れることは考慮していないといいますか、机上の空論状態ということですよ。この増築棟の位置に関して。できるできないでいうと、まだわからないということですよ。

(事務局)

はい、おっしゃるとおりで、机上では、こちらに建物を建てることのできるだろう、この建物が建つということで北側の民家等に日影の規制がかからないような形で立つ適切な位置でお示ししているだけということになります。また、こちら北側にはもともと校舎が建っていました。2階建ての木造校舎が建っていましたので、その部分は北側の日影規制にはかからない部分にはなるのですが、先ほどからお伝えしているとおり、この擁壁の補修工事を全面的に行う必要があるので、時間が非常にかかるという状況になります。もう少し踏み込んでお話をさせていただきますと、工事車両の動線というところで、この青木小学校の場合には非常に悪い条件となっております。道路が6m道路、片側一方通行の道路となっております。工事車両の出入りを考えますと、正門のところからしか車の出入りができない状況です。そのため、こどもたちの通学動線と工事車両の通行動線が被ってしまうだろうという部分が、大きな課題だと考えているところです。

(部会長)

ただいまの質問よろしいでしょうか。
他に何か御質問等ありますでしょうか。

(委員)

スライド17に関する事で、体育館棟の建物の上積みの部分で、体育館などに上積みで建築することはできないと書かれているのですが、先日昔の体育館は二階建てだったと聞きました。これは何かその後に建築法などが改正されて、今の法律上ではできないということに当たるのでしょうか。

(事務局)

まず校舎、南側と西側の校舎は高さ15mの制限を受けています。北側に向かって境界線からの距離に応じて更に高さの制限を受けています。それに加えて、こちらに日影規制がかかっておりまして、太陽の南側から影を落とす範囲、敷地境界に近

い部分というのが南側の棟についてはこちらが3階建て、こちらが4階建てとなっております、影を落とす範囲の影響を少なくするためにこの形にしたのだと考えられます。こちらの南棟の校舎の部分は斜めにカットされているのですが、これも日影の影響を避けるような設計になっていたのだらうと推測されます。

体育館棟につきましては、10メートルですが、こちらも日影の影響を避けたということと、体育館は1階に面していますので、例えば1階になにか機能を入れて2階建てにするのは可能ではありますが、現状のものの上に建てるということは構造的には難しいと判断しております。つまり体育館を一回壊さないと上に積むことはできなくて、体育館というものは屋根を軽くして鉄骨造でつくられているので、ここでさらに重いものを載せようとするとうアリーナ部分に柱が出てきてしまうということになります。体育館を上に乗せるためには体育館を壊さないと難しいということです。それから、西側の棟ですがプールの上に何かと考えられなくもないのですが、こちらも斜線の規制がかかっています。グラウンドレベルから下の方に教室がありまして、敷地のレベル差ということですが、敷地境界線のレベルから考えてこちらも7.5メートルって15メートルの制限があるなかでは、この上に増し積みすることは可能ではあるのですが、それも一層分ぐらいということになりまして、こちらもプールが外側に張り出している形状になっていますので、これも構造的に無理をしているということになります。なおかつこの西側の棟に関しては昭和53年に竣工しているようなのですが、建築基準法の大きな改正が昭和56年にありました。校舎の真ん中ぐらいに耐震上必要なブレースと言って構造補強するための構造体を入れていますので、職員室の目の前にも真ん中に壁があるという状況です。それが構造補強を行ってやっと新耐震の建物と同じ性能になっていますので、ぎりぎり成立している状況です。そのため、これに新たに何か加えて上に建てるということは、旧耐震の上に新しい基準で物をくっつけて建てるということはできません。そうすると何か橋掛かり的に一層足すとなるのですが、この敷地の場合は橋掛かりになるブリッジの橋脚のような部分を作ることが、敷地の余地からするとできない、もう敷地いっぱいにつくられているのでここも非常に難しいということが良く分かりました。説明は以上です。

(委員)

プールの方は非常に技術的に難しそうだなと感じがしたのですが、体育館の方は今の話だと、上に積むことは難しいけれどということで、例えば、可能性として一回全部壊して建て直して、場合によっては半地下ぐらいまで使ってという可能性はどうでしょうか。

(事務局)

御質問ありがとうございます。技術的な面でいうとおそらくお金と時間をかけてできないことはないというのが大原則になります。ただ、今我々が青木小学校で直

面している事態として一番避けて通れないのが、開発の余波を受けて、もう今現状の教室では足りないというところをどうにかしなければいけないかたちになるのですが、先ほど御説明したとおり、例えば、体育館を取り壊して体育館を用意するとすると、まずグラウンドにその体育館のプレハブを建てることとなります。その間に教室も足りないという事態になると思います。さらに工事動線と児童の通学動線が被るということになり工事期間等を考慮しますと、我々が直面している教室が足りない、子どもたちを受け入れられないということを解消することができないと思っています。

(部会長)

よろしいですか、はい。

(委員)

先ほど、北側に2階建ての木造の校舎があったとのことなのですが、それは大分古い話だと思いますが、最近では北側に3階建てのコンクリートの建物が建っていたと思います。その北側部分に2階建てのプレハブを8教室建てるということは難しいですか。プレハブだと暑さ寒さは厳しいかもしれませんが、それほど基礎を深くまで掘りこまなくても建てられると思いますし、擁壁をそんなにいじらないといけないほど荷重はかからないと思います。8教室ぐらい造って5～6年しのげば、先ほどからグラフを何度も見返しているのですが、何とかなると考えるのですが、浅いでしょうか。

(事務局)

まず、北側の斜線規制ですが、北側校舎、元々2階建ての校舎が建っていたということで、この部分までは斜線規制を受けない形になります。ただ、プレハブの建物であったとしても斜線規制は必ず受けてしまいますので、2階建てまでは建つけれども、3階建ては建たない。というところがまず一つ。

(委員)

2階建てでももちろん結構です。

(事務局)

そのうえで、技術的なものではなく、繰り返して申し訳ないのですが、スケジュール的なところが我々は難しいと考えています。

(委員)

プレハブでも、ですか？

(事務局)

プレハブの場合も基礎杭を打ち込むことが想定されるため、建築物を建てるにあたって擁壁の補強は避けて通れないと考えています。擁壁を補強するためにどうするかというと、工事車両を正門から入れる。外側からは民地があるので、外側から補強する手段がとれません。なので、校舎の内側から地面を掘って改めて擁壁を作る作業が必要になってきます。子どもたちの通学動線と、工事動線が被っているということは、子どもたちが登下校で出入りしている時間帯は、工事車両を入れることはできないということになります。単純計算で、工事の稼働時間としては登下校が終わった朝9時から1年生の下校が始まる前の1時までの4時間ほどしか出入りする時間がないということになります。例えば、擁壁工事に設計と工事で2年かかるとすると、2年とは7時間45分フルに建築関係の方が働かれての期間になりますので、それを4分の7倍するとなると何も悪い条件がなかったとしても、3.5年、約4年必要になります。

(委員)

では、東側はどうですか。

(事務局)

東側につきましても、北側斜線規制の影響はもちろん受けます。また、ハマッコトイレも設置されています。こちらも当然斜面地になっていますので、擁壁の部分を全部補強していくことになります。元々の赤いレンガのところ、今、使用していない門のところも含めて工事が必要になってきます。擁壁をすべて補強したうえで初めて成立するものになりますので、どうしても工事期間等を考慮すると委員会としては難しいという回答になります。

(事務局)

おっしゃるように、軽いものにする、擁壁の方に近づけなければ建つことは可能だと思います。ただ、その時には例えば北側の2階建ての建物を建てました。斜線にもあたっていません。ただ、この擁壁自体がかなりの奥行で守られている。それは、中に大谷石の塊があってその表面が劣化しないようにモルタルを吹き付けている工事をしているようです。その擁壁自体がずれないようにするためには、擁壁の基礎にあたる下の部分の底面から30度ぐらいの線を引くと擁壁の高さに対して30度ずれると。こういうラインになれば擁壁に力を与えないので結局ここに力を与えても斜めに力が伝っていくとなると、5メートルあるとそれが8メートルぐらい離さないと擁壁に対して荷重かかりませんとならないので、そうすると体育でグラウンド使っている部分がかなり狭くなってしまいう体育の授業が難しいということが分かってきたところです。

(委員)

はいそれはそうだと思います。ですから近隣の公園など御協力をいただきたいと思うのです。勝手に私が思っているだけかもしれませんが。でも、あの辺りでずっと育てていただいた青木小学校なので、数年の間だけ御協力いただくとか、そういうことは、それこそあの辺りは桐畑とか、青木第二さんになると思うのですが、お力添えいただけると思うのですが、希望的観測を持つのですが。

(事務局)

公園のお話ですが、公園と言っても法律上定められているもの。例えば児童遊園は児童福祉法でつくられていますし、反町公園や台町公園は都市計画公園になりますので都市公園法という法律に基づいて作られています。どちらも住民の方の健康や子どもたちの成長だったりを目的に作られているもので、それは法律上その土地の使い方に縛りをかけています。その縛りを別の方向へ変えるとなると都市計画の変更という手続きが必要になります。都市計画変更というのは、例えば都市公園として使っているものと全く同じ大きさのものを別のところに用意して機能を維持できるのであればそこを使うことができるようになるのですが、現状、青木小学校の学区域の中にそれだけの広さの確保ができていない市有地だとか、借りられるような民地もない状況です。そうすると公園を借りたくても借りられない状況だということも一つの理由としてあります。

(事務局)

すみません、私今の部署にいる2つ前に子ども青少年局の保育園を作る部署にいたんですが、神奈川区の子どもが非常に増えて、保育園が足りない状況になりました。その時に公園を園庭の代わりに使ってなんとか成立させていました。仮に小さくても公園があってその周りに保育園を作っていた場合、使っていた公園が無くなってしまうと保育園の認可条件から外れてしまうのでそこが非常に大きな影響があるということを申し伝えさせていただきます。

(委員)

反町公園がそういう状況になっていることは十分分かっていますが、でも、例えば横浜駅などは随分抜本的な法律の運用で180メートルのビルが建つようになっていますので、それに比べたら青木小学校のために桐畑公園を少し確保させていただくのは、よっぽど将来的に禍根を残さないし、子どもたちのためになると思いますけれどもいかがでしょう。

(事務局)

桐畑公園は、都市公園になっています。

(委員)

それは、青木小学校が専有するというのではなく、例えば体育の時間をそこで主に活動させていただくとか、放課後そこで今よりも遊ばせていただくとか、そういうようなことで、別に青木小学校の敷地として囲わなくても、もうちょっと共存共栄させていただくというような方法は考えられませんか。

(事務局)

まず、学校の外に子どもを出すということ自体が、子どもの安全面を考えると閉じられた環境から突然外部の人たちと接する場に移ることになるので、教育面や子どもの安全面を考えると最後の最後的手段になるかと思います。桐畑公園の形状は、みなさんの方が詳しいかと思いますが、斜面地にある公園になりますので、階段状になっている、2層3層になっているかと思います。そこを広場に整備するなど必要が出てくると思います。表に出すのは考えられないということと、公園の整備に時間がかかるというところそういった面を考えて適切な答えになっていないかもしれませんが、検討のアイデアとしては、今の我々の想定する材料の中では非常に難しいのかなと思っています。

(委員)

遠いところまで学区を切り分けて区またぎまで通わせる可能性に比べると、授業中に先生と一緒に桐畑公園まで行くことはそんなに不安全なことではないと思いますけれど。

(事務局)

校外で子どもたちの学習をする時に安全面を考えて引率していかなければならないので、教育課程上の時間的なことも確保しなければなりませんし、外に引率する場合には、教員の数も確保していかなければならないので、学校運営上で考えてもかなり人手も必要になってくる。そういう状況を見ると、外で体育の活動をしてまた学校に戻ってくるということは難しいと私も考えます。

(委員)

桐畑公園に行くのがそんなに難しいのであれば、これから学区の話がされると思うのですが、遠くの危険でないところの学区を切り分けることを考えてくださっていますよね。確認ですが、例えば、今青木小に通っている以上に遠くの学校に行くとか、すぐ脇をバスやトラックがすり抜けるようなところを歩いて別の学校へ通わなければならないということがもし起こるのならば、桐畑公園に先生と一緒に体育の授業に行っている方が余程安全だと思います。私見を述べさせていただきました。

(事務局)

通学区域変更について、この後お示しはしますが、現状、まず最初に教育委員会として青木小学校の150年の歴史を考えた上で、敷地の中で何ができるのかは、皆さまに誠心誠意お伝えしなければいけないかと思ひまして、今日はその資料がメインとなります。通学区域変更も考え方だけ今日はお示しさせていただいたうえで、通学区域変更案も考えなければいけない、と皆さまにおっしゃっていただけるのであれば、教育委員会が検討する案を次回お示しさせていただくということを考えているところです。

(部会長)

はい、それではですね、ただいまお話がありました、皆さまの御意見の方向性としては学校施設面の教室不足の対応をしていくことがかなり厳しい状況であることは分かったのですが、この状況をさらに改善させるためには通学区域変更など色々あるかと思うのですが、次回そのことも含めてもう一度話し合いをしていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。そうしましたら資料に戻りまして、本日は通学区域を設定する時の考え方の基本的なスタンスをお伝えさせていただきたいと考えています。

まず、通学区域、資料の21ページを御覧ください。通学区域設定にあたっての考え方としましては、横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針を教育委員会の方で策定しています。その中では学校規模、通学距離、通学安全を基本としつつ、地域コミュニティとの関係や行政区、小学校、中学校の通学区域を総合的に配慮して設定するという考え方に基づき現在の通学区域が設定されています。設定にあたっては道路、鉄道、河川等で地形等に通学区域が区分されていることが望ましいとされています。左下の緑枠御覧ください。通学距離としまして、横浜市ではすべての小中学校について徒歩での通学が前提となっており、小学区については片道おおむね2キロメートル、中学校については、片道おおむね3キロメートルを望ましい通学距離と定めています。右の吹き出しのところ御覧ください。通学区域の見直しを行う場合は、通学区域が接する隣接校との間で検討を行うこととなります。また、一般的に飛び地の区域が生じないように一部分ではなく周辺も含めて検討を行います。例えば、画面の方で、この開発される新しいマンションの中で、例えば1番がすでに立っている鶴屋町のフロントタワー横浜の大きなタワーマンションですが、真向かいに相鉄不動産が建設されているマンションがあります。この子どもたちが例えば青木小学校に入る頃には満杯になってしまうので、この子どもたちは例えば幸ヶ谷小に行ってもらおうとか、鉄道を越えないようにするなら二谷小に行ってもらおうとかそういったところは子どもたちの通学安全面

とか環境を考えた上で横浜市としては適切じゃないと考えていますので、そういった意味では飛び地は適切ではないという表現をさせていただいています。

続いて、22ページを御覧ください。通学区域を見直す時にどういったところを対象として考えなければならないのか青木小学校と隣接している小学校の状況をお示ししています。青木小学校を中心に東側から線路挟んで幸ヶ谷小学校そこから北側に反時計回りに二谷小学校、北側に斎藤分小学校、西側に三ツ沢小学校、南側に西区の宮谷小学校に接している形になります。まず通学区域の見直しを行うにあたり、この他校と接している地域のところから考えていくのが基本的な考え方になります。そのうえで23ページを御覧ください。よろしければ、お手元の資料で22、23ページを並行して御覧いただき、それぞれの学校の今の施設状況と今後の児童数の予測を示させていただいている資料になります。例えば斎藤分小学校、現在小規模校ですが今後児童が増えたり減ったりの予測が出ていますが、現在教室として用意できるのが10教室しかない状況です。ただ、斎藤分小学校は内部改修の余地があり、12学級までは用意できる状況です。二谷小学校は現在の学級規模は14学級です。今の校舎で児童が入れる限界の値になります。ただ、二谷小学校についても建て替えの予定が始まったところですが規模としては、ベースはあくまでも14学級を規模として今現在は検討している状況です。例えばこの先児童数が増えていく、もしくは今回の青木小の通学区域変更で児童数が流れていくということになると学校の建替え規模としては14学級を超えて用意することになります。幸ヶ谷小学校は今現在24学級で運営している学校です。一昨年、一時的に児童数がオーバーしてしまったことがあり、今は25学級まで対応できますが、ここも教室が全く余裕のない状況で1学級オーバーした場合に対応できるよう御用意しています。ただ幸ヶ谷小学校も青木小学校の地域と同じように横浜駅から徒歩圏内ということもあり、こどもたちは非常に多い地域です。児童数の予測自体は今右肩下がりです示していますが、青木小学校の学区のように人口の流入は非常に多い地域だと思っていますので、実際の予測値よりも増えてきたり、実数として経過していることもありますので、減っていくというのは考えにくい状況です。西側の三ツ沢小学校ですが、過去の経過をみていただきますと大体800名前後で10数年推移している状況です。その状況は今の予測の中でも同じぐらいです。教室自体も26教室しかない状況で25教室使っている状況です。この先教室が不足する状況が見えてきていまして現在三ツ沢小学校では最後の教室改修を行ってしまして28教室を確保する状況になっています。最後、宮谷小学校、西区側の方になりますが、浅間町の交差点のところから少し奥に行ったところになりますが、こちらも児童数の予測としては減っていく形になります。ただ、今現在661人で22学級というところで、一般学級で対応できる教室が23教室しかないところギリギリまで使っている状態です。ですので、例えばこの数字を見ていただくと分かると思うのですが基本的にどこかの学校に寄せてしまってなんとか解消できる状況でもないというところがこのエリアの現状となっています。可能性としてあるのは周辺の学校にこどもたちを少しずつ分けていくというのが今考えら

れる案としてお話しできるところかなというところでは。それ以上の話になると通学区域変更としてどこの地域なのかは次回教育委員会の方で先ほど委員からいただいたように通学安全だったり、距離だったり地域コミュニティなどを考えさせていただいて複数の案を御提示させていただきたいと考えています。御説明は以上になります。

(委員)

いいですか？今の対応策の説明で幸ヶ谷小学校の学校のグラウンドに増築棟を建築し、現在幸ヶ谷公園をグラウンドとして使用しているとあるが、それだと青木小学校も反町公園を使わせていただくというような形にしてもらえば、増築はできるのではないですか。

(事務局)

幸ヶ谷小学校は、国道15号線沿いに校舎が建っておりまして、本来の幸ヶ谷小学校のグラウンドは増築棟の部分で、埋まっているという状況です。

そのため、幸ヶ谷小学校のグラウンドは事実上、無い状況です。この場合、学校生活に支障が生じるということで、増築棟を建てる時に左上の幸ヶ谷公園のところに、直接乗り入れできるような階段施設を作らせていただきつつ、幸ヶ谷公園の広場で使っていた部分をフェンスで囲わせていただいて、他の人が侵入できないような形にして安全を担保した上で、幸ヶ谷公園を一時的な使用許可ということで利用させていただいている状況です。ここは間に道路をはさんでおりまして、移動の時には必ず地域の方がボランティアで立たれているという形になります。

その運営をこの増築棟ができてから20年経ちますので、20年間、続けていらっしゃるということです。

反町公園の話も、机上の空論ですが、校舎から公園まで上空で歩道を繋ぐなど、そういうことができればこういうこともできるのかもしれませんが、幸ヶ谷小学校の場合は、たまたまこの条件が非常に良かったということもあり、なんとかポートサイドの子どもたちを受け入れることができた、ということがございます。

(部会長)

はい、ではそういうことですね。

御理解いただけるかどうか、難しいかと思いますが、こういうことになっております。

(委員)

施設面については、今回これで終わりということなのでしょうか。

施設面の検討は、第1回で終わりとなるのでしょうか。

(事務局)

例えば施設面で我々が想像しないようなアイデアやそういうものが出てくれば、当然お話しはしていかなければならないと考えておりますが、一旦、第1回で施設面のお話をさせていただきつつ、次回は、通学区域変更案というものも御用意させていただきたいと思っています。

その上で通学区域というところと、あとは建物の部分のところを総合的に判断していただいた上で、この検討部会として結論をだしていただきたいというふうに考えています。

(委員)

ちょっと乱暴な意見なのですが、先ほど植松委員からお話があったとおり、北側に図面上の増築ですかね、絵になっているのですが、ここに例えば仮設の建物を建てると、その仮設の建物が例えば図書室や理科室などのそういうような教室にして、それを空けたところに一般教室を持ってくるような場合に、例えば図書室とか理科室とかそういうのはちょっと幅を、規模をコンパクトにするとか、そのようなことは可能なのか、それによつては先ほどお話があったように、日影の問題とか、斜面の安息角の問題とかそのあたりがある程度解消されて建てられないのかなど。だから1点は特別教室の大きさに規制があるのか、それによつては幅をぐっと狭くするとか、そういうような方法はないのか、そのあたりをちょっと検討していただけないのかなど。

(事務局)

横浜市全体で、図書室とか理科室とかは一応決まった面積を用意させていただいております。

これはどこの学校においても同じような教育で一定であるように決めさせていただいております。具体的な数字になりますけれど、図書室と理科室は一般の教室の2倍の広さを確保しております。ただですね、絶対にそうかといいますと、確かそれも意見とかございまして、各学校においても敷地の条件というものがございまして、少し狭くなってしまつて、例えば角が欠けてしまつているところとか、無いかといいますと存在するところではございますが、ただ基本的には、しっかりと面積を確保して、教育環境をより良くするという目的がございまして、基本的には2倍の教室の分を確保ということを考えておりまして、それを前提に施設の整備の方を進めていきたいと考えております。

(委員)

特例ということは可能なのですか。

(事務局)

現状は、理科室2教室分、図工室2教室分、あとは家庭科室も図書室も2教室分ずつ用意している現状です。

それを小さくできるかどうかを御質問いただいているところだと思うのですが。

(部会長)

逆に言うと、そういう施設を教室にするということは今の学校の法律では変えることはできないのですね。

(事務局)

はい。先ほどの最初の御質問に戻らせていただきますが、プレハブの校舎を建設して、そこに子どもたちを入れるということは、先ず手法としては考えていなくて、プレハブ校舎を建てるのであれば、先ほどお話しした図書室であったり、図工室であったりとか、そういったある時間でしか使われない教室をプレハブの校舎に寄せていくというのが大原則となります。

(委員)

私はそういうふうにお話ししたと思うのですが。

(事務局)

プレハブ校舎の使い方としては間違いないと思います。

実際に他校でプレハブ校舎を使用している場合に、一般教室で使っているという事例もないことはないのですが、基本的にはそういう図書室だけを表に出したり、図工室だけ出したりという形とっているということがあります。

なので、プレハブ校舎の使い方は委員が御発言されたとおりになります。

我々教育委員会として、横浜市内の子ども達の教育水準というところは、同一レベルでないといけなということが教育委員会の使命だと思っていますので、そこを一時的なものだからという形で子ども達に不便を強いるということは、教育機会の均等ということを考えると、我々として取れる手段ではないと考えております。

(委員)

でも、今の考えだったら、プレハブに図書室と理科室を作れば、そうすれば部屋は作れるのですよね。4部屋作れるのですよね。

(事務局)

はい、部屋自体は作れるのですが、今の学校の施設の中に入っている部分を外出しするだけになりますので、増える教室も外に出した分だけ、4教室分だけ表に出せれば4教室だけ一般教室を増やすという形。その場合でも今25教室のところ、29教室になるだけ、という形です。

(委員)

今よりは4教室増えるのだから、全然良いのではないですか。その考えで。

(事務局)

もう一度シミュレーションの表を御覧いただければと思うのですが、この先、0歳児の数というところ、横浜市が行っておりますシミュレーション上ですと、右肩上がりが増えていくという形になります。例えば、今0歳児が148人、青木小学校の学区内で生まれたこどもが、どれだけ青木小学校に入学してくるのかというところ、こちらは大体85%くらいのこどもたちが入学してくるという計算になっています。例えばこの148人に85%、0.85かけた数字となりますので、125人とか130人くらいになります。クラス数でいうと、今35人学級でこの先全て運営することとなりますので、 35×4 、120人を超えてくると4教室必要ということになります。

この先どんどんこども達の数が増えていくにつれて、どういう状況が起きるのかというところ、140の次が175人というところが1学年の人数の壁となってくるのですが、140人を超えた段階で、各学年5学級ずつ、で5学級×6学年で30学級必要。175人を超えてくると6学級となり、6学級×6学年で36学級必要という計算となってきました、目の前の課題を解決するのであれば、皆様がおっしゃっているようなやり方というのは充分考えられるのですが、将来にわたって予測値として出ているもの、直近では開発状況として、新しく住宅が供給されたときに転居してくるこども達、またそこから新しく生まれてくるこども達のことを考えますと、今現在の課題を解決するというよりは、この先も見据えたところで今考えていただかないと、この先、直面したときには手遅れだという状況だと委員会としては考えております。

ですので、まず、手遅れになる前のこの段階で皆様と一緒に何とか知恵を絞って解決していきたいと思ひ、この場の機会を設けさせていただいているところになります。

(委員)

給食の話はどうなったの。

(事務局)

給食の話は先ほどお話したとおり、今教職員と児童合わせて約800食作っているという状況です。800食を作っている中で、各クラスに運んでいく台車について、今は無菌室の給食室の中にぎりぎり収まる状況なのですが、学級数が増えてくると、当然のように無菌のお部屋の中にとどまらなくて、それも表に出なくてはいけないという状況が見えています。

さらに、炒め物をしたりするのに、大きな回転釜を使いながら、調理していくこ

とになるのですが、その釜の台数が足りないという状況が見えてきています。

釜を増やすためにどうするかというやり方としては、給食室を大きくするという方法が一つあるのですが、給食室を大きくしたくても、敷地的に目いっぱい建てているという状況なので、拡張することができないということになります。加えて、この給食室内の器具の配置を見直してなんとかするという方法ももちろんあるのですが、そのためには全ての給食の提供を何年にも渡って停止したうえで、ぎりぎりの設計を改めて行わなければならない、というところで、今通っているお子さん達にはダイレクトで影響が出る形になります。

(委員)

今このパネルになっているところなのですが、通学区域内の開発状況というところで鶴屋町の1丁目41番、459戸と書いてありますが、現実に今年に入って青木小学校へ通学されている家庭がわずか5、6所帯です。459戸がまともに入ることは、まずあり得ない。なぜかという、高額なマンションなのです。ほとんどが商業用として使われているマンションなので、入っても5%くらいと私は見えています。相鉄エージェンシーさんとも昨日色々な話をしています。どんな状況の家庭が入っているのか、どういう形態の方が借りているのか、それを実際に住んでいるのか、賃貸で貸しているのか。正直申し上げると、ここでは言えないくらいの高額な金額で、月の家賃を貸しています。そういうところは普通の家庭が入ってこられるというのはちょっと疑問に思っていますから、この459戸を1085戸から、仮に1割入ったとしても350所帯ですよ。そうすると大分数字が、予測と違ってくるのではないかと。

もうひとつは、青木小学校は正直申し上げて昔から裕福な学校です。そういうことで私共が学校へ通っている頃からも、東横線沿線の、綱島、菊名、妙蓮寺駅、その辺から学区外の生徒が寄留という形で入っています。今現在、どの程度の子どもが青木学区外から寄留という形で登校しているのか、ちょっと知りたいですよ。

それによってこの最終的な数字がやはりずいぶん変わってくる。そうすると校舎うんぬんというのは1番優先的には考えていますけれど、校舎を優先しなくとも児童の数を正確に把握すると、充分現在の教室で間に合ってしまうのではないかと、私は思います。

それと、今後やはり減るわけですよ。ピークは一時ありますけれども。それが減ってきます。幸ヶ谷の方はやはりいろいろと減った増えたという状況で、今幸ヶ谷はピークを迎えていますよね。だけど、これ幸ヶ谷も当然減ってきますよね。ほとんどが今もうフルに建っている状態になりましたから。

青木に今、寄留の生徒がどれくらいいるのか。760人のうちの、例えば1割とは言わないのですが5%くらい仮にいたとすると、それで30人から人数が青木の実際の通学路を使って登校している子は減るのではないかと思います。

だから、その辺もちゃんと今後、入ってくる方、希望している方には申し訳ないのですが、やはり学区内の方を優先して入学させるということも、やはりこういう非

常事態ですから考えないといけないのではないかと思います。

そうすると、そんなに無理して校舎を増築、新築しなくても、私はなんとか間に合うのではないかという感じが、この数字をみても思うのですよね。今後の課題として再検討して、また検討した数がある程度出たら、ちょっと皆さんにお知らせいただければと思います。以上です。

(委員)

今の話の教育委員会の方は集まるのが、結構、練ったところで考えた結果なのではないかと思いますよ。

(委員)

じゃあ、(指定地区外就学している地域に対して制限せずに)自由に登校しているということ?学区外から。

(委員)

自由に登校しているということではなくて。数字を見て、だいたいこの数字で5パーセントしか入ってこないのではないかと、とかそういう考え方で、そういうことをしっかりと子ども達にやらなくてはならないわけで、多分そういうところを将来的には考えているのではないかと。

(委員)

ともかくその辺も再検討して、やってみてください。

(事務局)

次回にどういふシミュレーションというか、新しくできるマンションからどれくらいの人件を見込んでいるのかということをお伝えしたほうがよろしいかと思うので、資料の中には入れようと思います。一応、御回答になるかというところはあるのですが、この459戸のフロントタワー横浜につきましては、既に完成してしまっているんで、本来であれば予測値の中に入れるべき物件ではないという状況にはなっています。

ただここを入れているという状況は、まさに高額物件として売りに出している、そしてほぼ貸しに出されているというところが多いということも、不動産屋からヒアリングさせていただいて、お聞きしているという状況です。

実際にインターネットのSUUMO等で200件くらい出ています。私も横浜駅を通過するものなので、いつもこのマンションが気になって見上げていますけれど、夜9時10時になっても随分電気がついていないな、と思うことが多いです。

今、我々としては、マンションのファミリータイプの戸数については、賃貸物件として予測のカウントを入れています。賃貸物件は、おっしゃるとおり一時的な貸

借が多いので、そんなにこどもが発生しないという。

(委員)

賃貸の価格って、どれくらいだと思っています？

(事務局)

価格は2LDKなどで50万円とかそういう数字をネットで見えています。

(委員)

とんでもない。とんでもない、違います。言わないけど。

令和6年で青木の子が743人、12年が820人で約80人くらいの増加なのですよね。

これ、1番本当にどうなのかという話で、増築するとか新築するとかの話になっているわけ。

だから、これの80人のプラスの人数が、今言ったシミュレーションの中で、どれだけ正確なものなのかということをもう一回検討してもらいたい。

先ほど言った、寄留の生徒だとか、それから新築に入る、高額なマンションの人が、そういう通学対象とした家庭なのか、その辺をちょっとね、検討してみたいなと、私は思います。

(事務局)

はい、ありがとうございます。そうしましたら、次回は、宿題の回答を御用意させていただくというところと、先ほど皆様の方からお話いただきましたので、通学区域変更案等を含めて資料として御用意させていただいた上で、2回目の検討部会までになんとかしたいと思います。

(部会長)

はい、それではですね、今日の色々な協議の中でもまだまだ実際に施設面における疑問などが出ておりますので、実際の数字やそういう具体的なものも用意できると思いますので、次回においてはそういう問題も含めて対応策をさらに検討したいということで、日程等、次回のことがまた決まりましたらお知らせするようになりますと思います。

7 その他、事務連絡等

(事務局)

次回、開催するにあたりまして、検討部会ニュースという形で、青木小学校の学区内に通っている保護者の方と、青木小学校学区内にお住まいの全ての世帯の方に今日の内容というところを、資料を交えながらお伝えさせていただくということを、まずはやらせていただきます。そのニュースの配付終了後、保護者の方や通っ

ているお子さんの御意見もあるでしょうし、さらに地域にお住まいの皆さんの御意見といったところを、集めさせていただいて、その御意見も皆さんの方にお伝えさせていただきつつ、先ほども申し上げました、宿題とか、あとは通学区域変更案とか、そういったものを資料として用意して、2回目の検討部会に臨みたいと考えております。

この2回目の検討部会の日程ですけれども、2月終わりか、3月の頭くらいというところを作業期間といただいて、おおよそのところでやっていきたいと考えております。

詳細な日程調整等につきましては、今回と同様にメールなり郵送なりでお知らせ、もしくはお聞きすることになりますので、御協力いただけると幸いです。

その際、2回目の検討部会の会場についても併せてお知らせいたします。

また、通学区域の変更という形になってきますので、今度対象となる方にも色々とお話を聞かなければいけないのかな、というふうに思います。このメンバーの中で入っている、他校と接しているエリアでいうと、例えば北側の方から反町、栗田谷そして西側の方だと沢渡とか、接しているエリアがございますので、学区が接しているエリアの町内会長さんには御出席していただくことが必要かなと考えています。また、もし移転するとなった場合には、学校の様子というのわからないと検討材料とはならないと思いますので、形は考えさせていただきますが、学校長の先生にも御出席、もしくはその学校の様子というところを我々教育委員会の方で資料として御用意させていただくということを考えております。

(委員)

まだ移転というのは早いのではないですか。

(事務局)

移転というのはもちろん早いと思っております。

(委員)

まだまだ練れていないのに、そこまでの話をしてしまうのもおかしい話だと思いますけれど。

(事務局)

先ほどいただいたお話の中で、建物でどうにかするとかそういったところは、まだ終わっていないという形になっていると思います。

その上で、現在教育委員会でも出せる案、建物でどうにかできる案というところはすべて出させていただいたうえで、今は難しいということをお伝えさせていただいたのが今回になります。ダメだダメだと言っているけども、こどもたちのことをなんとかするというところにはたどり着けないため、教育委員会が考える通学区域の変更

案というの踏まえて、総合的に皆様で御検討・御議論いただきたいというところ
でございます。そのなかで、推計上の数字をもっと精査できるのではないかという
意見もあったかと思しますので、そこも含めて皆様で総合的に御検討いただくとい
うところを2回目の検討部会とさせていただきたいと考えておりますが、いかがで
しょうか。

(委員)

一点だけ。先ほどニュースを地域に配信・配付するといっていました、それは
どういったものをどのようにされる予定ですか。

(事務局)

事務局のほうで、資料も多くあるため、検討部会ニュースという形で冊子のほう
にまとめさせていただいて、今日のやり取りであったり、説明会のお知らせだつた
りも含めた、ニューズペーパーといいますか、冊子を紙で用意いたしまして、各世
帯のポストに投函させていただくことを予定しています。

(委員)

全戸配付ですか？

(事務局)

全戸配付です。

(委員)

やはり保護者としては、ここで議論いただいて、皆さんのお声ありがたいと思
っていて、やっぱりこの地域に住んでいる方は簡単に言ってしまうと青木愛が強い
んですね。みなさん青木愛が強いから、今の話で（建物で）なんとかならないかとい
う話なんです。それは実際、保護者も同じでして、先日説明会にいた方はわか
ると思うんですけど、（通学区域が）変わるとどうなるのか、変わりにたくないん
だけという思いが伝わる説明会だったんですね。だから、一番影響を受ける御家庭
の保護者の方への説明を丁寧にしていただきたくて。今の施設面の話も、当然私は
理解するものの、やはり実際、自分の家がその（通学区域の変更の）対象となつた
としたら、どう感じるかというところでいうと、配付物、ニュースなどもそうなん
ですが、やっぱり丁寧に伝えていく必要があるなと思っているんですね。今回全戸
配付していただけるという話なんですけど、今日も、検討部会が開かれるというこ
とがホームページに載っているかと思うのですが、でもそのことを誰も知らないん
ですね。私たちは通知をもらって来ている側だから、今日検討部会が行われている
ことを知っているのですけれども、行われていることをホームページから気づいた
人がどれくらいいますかというところでして。そのあたりも含めて、途中経過も検

討部会でどんどん進んでいってしまうのではなくて、やっぱり実際に保護者が聞く機会とか、説明を受ける機会というの也要所所設けていただきたいと考えていて、ここはそれぞれ代表している方の意見でおっしゃる通りだとは思いますが、実際に通学されている御家庭を一番に考えていただきたくて。という意味で言うと、今日の検討部会が行われることも、本来何かしらの形で通知などもしてもよかったのではないかなど。そして、今回も議事録なども残ったりするんですよね、ホームページに載せられるかと思うんですけども、そういうものも「資料をホームページにアップされたので見えますよ」という通知を何かしらの形で伝えられないかと思っております、例えば教育委員会側ですぐ一配信をしてもらうとか、それができないのであればPTCAから「資料が上げられたので見てください」と周知するなど、そこは私たち保護者代表としては丁寧にやりたいと考えているんですね。こういう議論が行われているということを理解してもらいたいと思っているので、そのフォローを、実際委員がおっしゃられていたことも宿題もその通りだと思うのですが、今話し合っていることがきちんと伝わるのが大事だと思っているので、冊子は全戸配付だと思うのですが、この回が行われること、行われた内容の告知って何かしていただけますか。

(事務局)

ありがとうございます。冊子の中には、もともと次回の検討部会のお知らせも入っております、本来であれば部会委員の皆さんの予定をこの場で調整して、いつに開催するかを決まった状態で、ニュースとしてまとめるというのが通例となっておりますが、いただいている宿題や通学区域変更というのが我々としてもかなり難しい課題であると考えております。正解がない中で悩んで作る形となるため、その部分、やはりどうしてもお時間を頂戴したいというところで、今日この場で日程調整ということが難しいなかではありますけれども、例えばニュースの中でいつ頃開催予定です、もしくは開催が決まったらすぐ一配信での周知をといたところも検討の余地があるのかと思います。ただ、そこも含めて、今この場で「こうやります」とまだお伝えできる状況ではないため、可能な限り、まずニュースの紙面で情報提供、この先の皆さまへの情報の伝達の方法なども何とか工夫して入れていきたいと考えておりますので、先々、また決まってきましたら改めて保護者の皆さまに御相談させていただければと考えています。

(部会長)

それではですね、ただ今の次回のことについての説明、部会ニュースの配付のことについても説明があったんですが、第2回の検討部会については、今後のことについて、対策の中でも通学区域のことも含めて、今日以上にもっと深く話し合いを進めていくべきかと思いますが、時間にもなりましたので、本日はこれにて終了とさせていただきます。

	どうもありがとうございました。
資 料 ・ 特 記 事 項	<p>【資 料】</p> <p>資料1 委員名簿</p> <p>資料2 席次表</p> <p>資料3 「青木小学校」学校規模適正化等検討部会運営要領</p> <p>資料4 「青木小学校」学校規模適正化等検討部会傍聴に関する要領（参考）</p> <p>資料5 横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（参考）</p> <p>資料6 青木小学校の不足教室対策に関する説明会報告（参考）</p> <p>資料7 学校規模適正化等の検討について</p>